

全国マタハラ未然防止対策キャラバン in 福岡

妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント対応 特別相談窓口を開設します！

期間：平成28年9月1日（木）～平成28年12月28日（水）

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

上司に妊娠を報告したら
「他の人を雇うので早めに
辞めてもらうしかない」と
言われた。

育児短時間勤務をしていたら
同僚から
「あなたが早く帰るせいで、
まわりは迷惑している。」
と何度も言われ、精神的に非
常に苦痛を感じている。



妊娠・出産・育児休業等
に関するハラスメントの相談
を受けたが、会社として
どうすればよいのだろう。

妊娠・出産・育児休業・介護
休業等に関するハラスメント
の防止措置は、会社としてな
にをすればよいのだろう。

上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する ハラスメントの防止措置について

近年、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントが問題となっています。

このため、平成29年1月1日から、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務付けられます。詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用均等 > 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html

○妊娠・出産をしながら働く女性のためのさまざまな制度があります
(母子健康手帳でも紹介されていますのでぜひ読んでみてください)

○育児や介護のためのさまざまな制度は、男性も取得することができます

制度について知りたい場合も、ご相談ください。

このほか・・・

働く人

働く人

企業の担当者

企業の担当者

◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらう」と言われました。

◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

**妊娠・出産・育児休業・介護休業などを
理由とする解雇などの不利益な取扱いは法律で禁止^{*}されています。**

相談して
ください！

福岡労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇等の不利益取扱いについてご相談いただけます。そのほか、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停を行っています。

妊娠・出産等、育児休業等に関するハラスメント対応特別相談窓口

受付期間 平成28年9月1日(木)～12月28日(水)
(土日祝日は除く)

受付時間 9時00分～16時00分

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話の上、ご来庁ください。

相談場所 福岡労働局雇用環境・均等部指導課
電話番号 092-411-4894

【お問い合わせ】

福岡労働局雇用環境・均等部指導課

福岡市博多区博多駅東2-11-1

福岡合同庁舎新館4階

TEL:092-411-4894

FAX:092-411-4895

(アクセス)

- ◆JR：JR博多駅 筑紫口から徒歩約7分
- ◆地下鉄：福岡市営地下鉄1号線「博多」
17番出口から徒歩約5分、15番出口から徒歩約6分
- ◆バス：西日本鉄道株式会社
「博多駅筑紫口」バス停から徒歩約5分
「駅東2丁目」バス停から徒歩約5分
博多バスターミナルから徒歩約10分

